

史料報

第 35 号

昭和56年 9 月

市史編さんと史料保存

本多 寅 太郎

(東京都国分寺市教育
委員会市史編さん室)

(1) 市史編さんに至るまで

国分寺市は昭和四九年一月、市制施行十周年を記念して市史を編さんすることに決めました。そこで翌昭和五〇年度の予算編成過程において、当時予算担当である財政課長の職にあった私は、この件について市長と相談のうえ、社会教育課長とも話し合つて市史編さん事業の準備予算の要求を計上したところ、予算は幸いにも異議なく可決をみる事ができました。

昭和五〇年度も半ばを過ぎた一月になつても、市史編さんの担当部課も決定せず、当然予算も全く執行されていないため、職務から駒の響く進言したところ、瓢箪から駒の響くように、思いがけず市史編さん担当を命ぜられてしまいました。

それまで歴史を勉強したこともなく、郷土史等に深い関心もなく、ただ一筋に市の行政の歩みを進めてきた私は途方にくれてしまいました。

全く何から手をつけてよいかわからず、まず市の歴史に造詣の深い、前市長であり市の文化財専門委員も勤めておられる星野亮勝先生にお伺いしました。その時「市史を編さんすることは大切なことだ。当市においては武蔵国分寺に関する事は、多くの方たちが研究され、相当数の成果が発表されているが、郷土史的な視野にたつて当市を研究した人は殆ど無く、特に明治末年頃、当時の村役場が全焼したため市役所内に明治時代以前の行政史料は皆無である。市内の古い農家等は大方家も建替ってしまったているが、それらの家々にど

市史編さんと史料保存	本多寅太郎…(1)	
第九回文書館国際会議での諸報告	安澤 秀一…(4)	
維新と一豪農の「家」	出羽国秋	
田部二井田村一家訓の検討	大藤 修…(7)	
整理の実務	史料の登録	原島 陽一…(10)
受贈図書・彙報	……………	(12)

れだけの古文書類が残されているか全く不明である。しかしそれらの史料を調査し収集することが先決である。時期的には遅すぎた感もあるが、今しなければ悔を千載に残すことになる。史料の収集如何が市史編さんの良否を決する」との御教示を受けましたので、史料収集に徹しようと決心しました。

当然のことながら、市史編さんに係る委員会、事務局等の行政組織その他の準備はしなければならぬので、市史発行の府中市・町田市・八王子市・青梅市や、市史編さん中の日野市・狛江市・昭島市など都下先報各市に伺い「市史編さん委員会条例」の制定、市役所内に分散保管されていた各市町村史や史料集の取集め、編さん委員候補者の選定、予算要求など行政的な面からとりかかりました。

一人で手掛けたのは、一体市役所内に保存されている資料には、いつ頃からのものがあるであろうかと書庫へ入り調べはじめたところ、最も古い資料が明治四三年三月四日の村会臨時会の会議録でした。三月三日夜、役場庁舎焼失のため一時借入金を議決した会議録でした。市史編さん室長という立派な肩書は貰いましたが、部下のいないたった一人の課です。毎日書庫へ入り、其後の会議録や議案などから、その時々々の村長・助役・収入役・村会議員の名前などを知ると共に、当時の村の状況を少しづつ把握しながら、史料収集の手掛りを模索していきま

した。幸い私が当市の生れであり、両親も両親も当市内の生れである関係上、旧家のこともある程度は知っていたので、前市長や市議会議員、農協組合長や商工会長、更に市役所に在職中の旧家の子弟などを頼み、血縁・地縁を辿り顔をつないで貰いました。

この館報をお読みの方々は、皆さん歴史の専門家ばかりですからご存知のことは存じますが、近世の地方文書などというものは、通常の場合きちんと整理されて、或は整理されていなくても箱詰などにされていて、すぐ取出せるようになっていゝ家は殆どありません。大方は、古文書があるのか無いのかわからない場合が殆どのうえ、農家は日中忙しくなかなか探してくれません。昼時やお茶の時刻を見はからい、ちよくちよく訪れては、世間話や昔話をしながら逐次親しくなっていました。そのうちある一軒の旧家(旧国分寺村の名主家)の当主から、漸く土蔵の中を調べて良いとの許可が得られました。丁度その頃、日本史を専攻し近世古文書を勉強した青山和子君(現在僅か一人の市史編さん室職員)が、この仕事を手伝いたいと現れましたので、早速二人でその土蔵に取り組みました。

有難いことに、江戸時代から明治にかけての名主家文書が多量に見つけられました。それらの史料を読み、当市域内各旧村の名主・組頭・百姓代などを勤めた家がわかると早速その家を訪れ、それらを話題とし、史料への関心を持っていただけよう

仕向けながら、史料収集の範囲を拡げていきました。その家の人から「こんなものがあつたよ」などと古文書を見せられると、すぐ青山君がざつと眼をとおし、面白そうな或はその家の人に関心がありそうな文書を取りあげ、一通り読んで聞かせその文書の性格や、内容などを説明し、これらの古文書が何故市史編さんに必要なのかなど理由を話しますと、殆どの人達が非常に喜び、また私達の手を信用し、快くその古文書を貸してくれりと共に、残っている文書も探してくれました。

又その時、このような古文書は全部市史編さん室で複写し整理したうえで、市内外の研究者や郷土の歴史に関心を持つ人達に公開したいと話して解を得ています。勿論その家のプライバシーに関するような古文書は、私共を信用して貰い、許可を得なければ公開しないことを約束しています。古文書類を複写するにしても、虫喰いのひどいものや、絵図等で糊がはがれバラバラになっているものは補修や貼り合せしてから複写し、一点づつ封筒に入れ仮目録を添えて返します。このようなきめ細かい心づかいが、口伝えによって他の史料所蔵者へ伝えられ、百の説法よ

り次の史料収集を容易にすると考えられています。

以上のようにして、こつこつ集めた史料が五年間で約一万七、八千点に達しましたが、調査収集した苦勞を考えると、今後の散佚・亡失が恐ろしく、原文書はもとより、写しても何となく永く保存し公開できるようにしたいと考え、このうち約一万二千点を早速「国分寺市史料目録(I)」として発行しました。

(3) 市史編さん予算について

昭和五四年度国立史料館主催の「近世古文書取扱講習会」を受講させていただき、大変有益なことも多く学びましたが、その中で「古文書をゼロックスのように熱が加えられる方法で複写することは、原文書を痛める基になるので避けることが望ましい」ということも教わりましたが、当市のような貧乏市において、市史編さんに要する経費を長年に亘って多額に予算計上することは、なかなか大変なことなので、費用を安くするためやむを得ずゼロックスによる複写を行っています。

市史編さんに要する費用を予算に計上することについて、若干の説明を試みますと、市の歳出の原理が基本的には、収入される市税がどのよ

うな目的に、どの位の比率で支出されているかであり、そのことが市民多数の要望をどれだけ充しているかです。予算総額の中に大きな比率を占める教育予算のうち、多くの市民が文化財保護に関する費用の一部と考えている市史編さんの費用(史料の調査収集保存も含めて)については、厳しい現実があります。特に当市のように史跡「武蔵国分寺跡」と野川の源流に位置し先土器時代から縄文時代にかけての遺物を多く埋蔵する「恋ヶ窪遺跡」の発掘調査に、毎年四、五千万円も予算計上している状態の中では、市史編さん費を最少限に留めておかなければ、この事業を継続して行くことは困難です。このような条件のなかで、如何に予算を獲得し、折角収集できた史料を永く保存し、それらの史料を公開していくか等を含めた市史編さん事業を、どのように遂行するか慎重にならざるを得ません。市史編さんの標準的な方法は、史料の調査収集・目録作成ならびに史料集発行・通史の発行と考えますが、全部を短年月で行うには人的経費も含めて莫大な年間予算を必要とします。そこで私共では期間はごく大ざっぱに一〇年位いと見当をつけ、立正大学北原進先

生、早稲田大学柴辻俊六先生の指導を受け目録の発行から取掛りました。史料収集開始から三年目のことです。

しかし、年月がかかることは市民や市議会に飽きがかかることを覚悟しなければなりません。市民が市に期待することは、市税の見返りとして今すぐ何が返ってくるかということですが、文化財の保護も市史編さんも郷土の歴史を知ることも皆大切なことは充分理解していても、一度に多くのお金がかかれば、道路は、下水は、学校教育はと生活に密着した面がおろそかになっていないのではないかと恐れ、又成果の発表が長引けば「発掘調査の結果はどうなっているのか」「市史編さんは何をしているのか」といわれるようになります。

しています。そのほか公民館などの主催する歴史や古文書の講座、郷土史研究グループや商工会・青年会議所などからも要請があれば積極的に出席し、史料収集状況・整理状態・市の成り立ちなどを説明しています。そのためか、市史編さんについて非難がましい風聞もないようです。またこれらのPRが未発見史料発掘の糸口になれば幸いであると考えています。

(4) 史料の保存と閲覧について

前述のように、当市には史料が大変少ないので、収集した史料は無差別に全部ゼロックスで複写をします。原文書は、現在の市史編さん室で出来る範囲内の補修をして所蔵家へ返していますが、その際史料の大切な理由をよく説明し、廃棄するときは是非とも市へ寄贈か委託してください。補修については幸いなことに、宮内庁書陵部の古関豊専門官が市内にお住いの関係上、時々お伺いして手ほどきを受け、下手ながら裏打や虫損補修を行い所蔵家へ返すため、非常に喜ばれています。

当市においては、史料の調査収集は私と青山君の二人だけで行い、大学等には委託していません。全部二

人で整理分類しているので、目録によりいつでも取出すことができます。

仄聞するところでは、一般的には史料の調査収集は、大学又は郷土史研究者などに委託する例が多い関係上、その先生がいないと、たとえ目録があっても直ぐに史料を取出すことが困難であったり、市職員が直接古文書に携する率が少ないため、年月が経過すると往々にして史料の所在が不明になったり、文書の内容がよくわからない例があるようですが、当市の場合、幸か不幸か収集できた史料が少ないので、調査・収集・整理・補修・複写・目録作成・解説筆写まで全部市職員のみ（大学院生等のアルバイトの方には手伝って貰います）で行っており、市民や研究者に尋ねられた時、保存してある史料についてはいつでもお答えや説明でき、また史料利用の相談にも応じられるようにしたいと考えています。

史料の保存方法は、原文書も複写したものも、それぞれ一点づつ防虫剤と共に表題等を記した封筒（四種類用意してあります）に入れ、家ごとに、且多量のものには文書の形状ごとに年代順に分類して番号を附し、文書保管用のボール箱（検察庁等が捜査押収した書類を入れる箱と同様

なもの）に入れ、番号順に棚に並べて保存し、年に一回程度番号点検と防虫剤の補充を行っています。現在

当室は、市立中学校体育館内に設置された約三五坪の考古資料の展示室の一隅にあり、勿論空調設備もない所ですが、そこに補修中のため未返還の原文書と、ゼロックスによる写文書共に保管しています。今までに私どもでは昭和五三年度から「国分寺市史料目録(I)・同目録(II)（御用留等の内容明細目録）・同史料集(I)の三冊を発行しましたが、現在は北原進立正大学教授御指導のもと「同史料集(II)」の発行作業を続けております。最近各市に建設されつつある郷土史料館のようなものを、当市にも一日も早く建設するよう、文化財課・社会教育課と協力し、市長ならびに市議会に働きかけていますが、実現の暁には現在までの成果を踏まえて、有意義な史料閲覧態勢をつくり、出来れば死蔵されている市の行政文書も整理分類して収蔵し、公文書館的なものにしたいと考えています。最後にになりましたが、通史の発行については、現在各年代の執筆責任の先生が決った段階ですが、あせらず遅れず、当初の見込どおり一〇年を目標に努力している現状です。

第九回文書館国際会議での諸報告

安澤 秀 一

「文書館国際会議」International Congress on Archives ICAが創立されて三〇年目に当る一九八〇年、第九回大会がロンドン・ヒルトン・ホテルを会場とし、六八ヶ国から約八百人のアーキヴィストを集めて、九月十五日から十九日にかけて開催された。当館報第34号にその模様的一端をすでに述べたが、本号では大会での諸報告を紹介しよう。

第九回大会での主要テーマは、まづ「文書館の利用」であり、学術的・実務的・一般的の三つについて夫々の基調報告と、三つずつの補足報告が行われた。第二の主要テーマは「文書館国際会議、その貢献と将来」であり、基調報告と三つの補足報告があった。要するに四つの分科会が連続して行われ、その間に理事会や総会、特別分科会も開かれている。

初日の十五日、月曜日は参加者の会場登録で書類一式と名札を貰い、会場国イギリスの國務大臣ヘイルシャム卿による開会宣言といった式次第があり、夕刻からは会場をかえてロ

ンドンシティギルドホールの壯麗な大広間での全員招待パーティに出席した。このパーティでは旧知の人に逢い、また地方文書館の人たちを紹介されたりで、大いに楽しんだ。

十六日午前は、イギリス国立公文書館副館長でかつICA議長でもあるマイケル・ローパー氏による「文書館の学術的利用」から始まった。

近年における学術的歴史研究の急速な進展や、問題関心の変化にもなつて、文書館資料に対する歴史家の要望が拡大している。その結果、閲覧室要員を増やし、また利用の増加したことで、保存専門家にとって解決しなければならぬ課題が生み出された。歴史学者はマイクロフィルムやその他の複製品を歓迎したが、それらはアーキヴィストに対して保存についての問題を追加したのである。利用者の関心の変化は、例えば一件書類の取扱といった問題をよびおこした。数量史家にとっては時系列資料総てが重要なのである。アーキヴィストにとって、こうした嵩ばる

資料は保管場所という難問を創り出すのである。歴史研究の手法や史料への新技法の適用といった傾向に対応するためには、アーキヴィスト養成のプログラムを再検討する必要性に迫られている、とローパー氏は結論している。

ローパー報告を補足するものとして、アメリカワシントンDC国立公文書館のC・Mドラウ博士、ケニヤ国立公文書館のM・Dカゴン博士、スウェーデン国立公文書館のJリンドロス氏の三報告があった。

ドラウ博士は「数量歴史学と文書館」と題し、歴史研究の方法における主要な二つの変化、つまり個人と社会の関係を研究し、また地理学と人口学をも包摂する社会科学的历史学と、データ作成における電子計算機技法の適用についてのべ、電算機はアーキヴィストが直面せねばならない変化を現在もひき起しているし、今後もおひき起し続けるだろうと、結んだ。

伝承 Oral Historyの有効性はこれまで疑問視されてきたが、カゴン博士は発展途上国において「書かれた歴史」が欠如していることを指摘し、第三世界やアフリカ史についてこれまで記述されてきたその立脚

点についてむしろ疑問を提示した。記述資料よりも伝承の方がずっと信頼できる情報を提供でき、かつ文化遺産についてよりよく民衆に理解させ得ると述べた。ケニヤでは音楽・ダンス・民謡・建造物・工芸品・民話・祭事・儀式・伝説・談話・諺・口承文学・伝承・口伝等々をも文書館資料に含めると規定して、ケニヤ国立文書館はその収集・索引・類別・編纂を行ってきたという。

リンドロス氏は報告「現代史と文書館」において、最近時への関心増大と、それがひき起す主要な問題について述べた。それは、文書館資料の軽視、現代史料への不案内、現代史家の新手法、電算機技法導入の難かしき、そして守秘性といったことを含んでいる。これについてオーストリーのアウエル博士は、アーキヴィストと利用者の双方によりよい協力関係をつくり出そうという意欲があるかどうかにかかわっており、歴史研究という枠をこえた領域であることコメントし、こうした領域の拡大はアーキヴィスト養成の仕方にも必ず影響を及ぼすだろうと述べた。

九月十七日に行われた第二セッションは「文書館の実務的利用」についてである。アルゼンチン国立文書

館のC・Aガルシア・ベルサンス博士は従来の学術的利用とは別の側面、つまり文書館の新しい利用のされ方を論じた。それは情報網システムにおける第一級資料を提供することであり、また行政文書の再評価であり、加えて実務の利用から生ずる法律上の問題といったことがらである。

補足報告として東ドイツ・ドレスデン州立文書館のRグロッセ氏は「文書館と技術開発」と題して、効用と経済価値という観点から技術開発に利用される様々な記録の取扱い方について、東ドイツでの経験を披露した。ハンガリーのEハラージェウ氏は都市の建造物と記念物保護に二〇年も従事した経験をもち有資格の建築家であり、「都市の発展と文書館」について述べた。女史はブタペスト市文書館のアーキヴィストでもあって、歴史記念物や建造物の保護や復元に際し、また将来の都市計画を立案するに当たっても、文書館が有用な情報源であることを強調した。

氏ははじめこの課題を経済利益を追求する企業史料館の役割ゆえだと受とめたが、考察を続けているうちに史料保存利用機関とは文化的記憶の源泉であり、地域社会や国家の自己認識の形態なのだと思えるならば、雇傭機会が増大するような経済開発に役立つように、アーキヴィストたるもの積極的史料の発掘に取組むべきなのだ、と述べた。

九月十八日午前は第三セッションである「文書館の一般的利用」についてであった。フランスのCベルシエ女史は国立古文書学校を卒業して以来、ヴァルド・マルヌ文書館に勤務している。女史の基調報告はアーキヴィストの従来の役割を低くみたりするものではないけれども、教育における新しい展開に貢献し、そして民衆をして自国の歴史にもっと目を向けさせることで国民的自覚を促すように努めねばならないというのであった。アーキヴィストは家系研究者、非職業的歴史研究者、学者でない大衆に対しても責務を負っており、新聞・ラジオ・テレビその他の視聴覚媒体を利用して、そうした人々に広く接するようにすべきだと述べた。

Wペイネ氏、ソ連の情報・科学利用局長クメルヴァ女史、イタリアローマ国立文書館のL・Sプリンシプ女史によって行われた。

ペイネ氏は「教育と文書館」と題し、教育について先取的な態度が必要だとし、ユネスコの「生涯教育計画（一九七七年）」を引用する。彼は教育は人類の発展に貢献し、文書館はその発展に資すべきだと、ユネスコの計画に賛意を表するものの、文書館を運営して行く資金がもっと必要となるだろうと注意を促した。

「媒体と文書館」という報告を提出したのはクメルヴァ女史であるが、壇上に立って女史の報告を要約したのはポポフ博士であった。いつも身辺に四人許りのガードを待らせており、大物のようであった。彼は媒体の潜在的可能性をアーキヴィストたちはまだ十分に受入れていないけれど、文書館というものについてもっと多くの人々に知らせることを可能にしていると述べ、あらゆる手段が国際的な友好・平和・社会進歩を宣伝・撤布するのに活用されていると結んだ。白けた空気の中でいくばくかの拍手があった。

「普通の人々と文書館」というプリンシプ女史の報告は世界中（日本

は入っていないようであった）の二〇〇余の史料保存利用機関に送ったアンケート調査に基いていた。今や多くの非専門家が文書館を利用していきるけれど、その人たちは限られた閲覧時間、不適切な研究補助、不可な学術上の資格といった困難に出会っている、と指摘し、アーキヴィストは限られた知識人に対してのみなのか、あるいはもっと広汎な公衆に対してサーヴィスするのかとたづね、変化はすでに起っているし、もし非職業的研究者が要望するならば、もっとサーヴィスに努めねばならない、と結んだ。

ティクヴィンスキ教授はコメントにおいて、広汎な公衆による文書館利用の増大は政府からもっと費用を獲得することで史料保存利用機関を助けることになるだろうと述べた。会場からの発言に、一般の研究者の関心をそそり、国際的な交流と理解を高めるためには、もっと多くの根本史料を刊行するように、アーキヴィストの協力と努力が必要だ、というのもあった。

第四セッションは、三〇年の歴史をもつICCAが温故知新ということと、「ICCA、その貢献と将来」というテレマを取上げたものである。

基調報告は西ドイツダルムシュタット国立文書館のE・G・フランツ博士によって行われた。彼は第一回大会を一九五〇年八月に開催すべく、組織機構つまり総会・理事会・書記局・各種委員会と実行委員会・地域支部を整備した当時を語った。第一回国際会議以来、国際的組織であると自らを規定したが、初期の会議運営は欧米を中心に行われていた。一九六六年と一九六八年の会議において第三世界における文書館問題に注意を払うようになり、ユネスコの援助を得て第三世界における文書館問題にいつそう努力を集中することを決定した。一九六八年には最初の地域支部SARBIICAが発足した。

フランツ博士はまた会員の確実な増加や、機関誌ARCHIVUM編集委員会を含む特別委員会が設置されたことを強調した。報告の後半では、会議や刊行物を通じての研究情報の交換や専門的な方法論のための方策を含めて、ICAの活動と貢献を語った。またフランツ博士はダカール・アクラ・コルドバに設置された地域施設に言及しながら、特に専門職養成制度を育成していくためのICAの支援と方法を論じた。ICAはまたユネスコと共同して情報と文献整理の分野において、他の組織と協力してきた。博士はこうしたICAの業績についてもっと広く知られるようになることを願って、結んだ。

補足報告「ICAと文書館の発展」はインド国立文書館のクルカニイ氏であったが、病欠欠席のため、デワラジャ氏によって代読された。最初の地域支部の設置、文書館発展委員会の仕事、および文書館発展のための資金援助をするためにICAによって創設された文書館国際基金について述べ、また発展途上国で役に立つような様々な刊行物がユネスコとの共作で行われたことにも言及した。そして彼はICAがその運営メンバーとして発展途上国から経験豊かなアーキヴィストを迎え入れることが必要だと結んだのである。

「ICAと個々のアーキヴィスト」について、スペイン国立文書館のM・マータ・カステイオン氏が報告し、ICAにおいてアーキヴィストの個人的活動の制約の大きいことに対して、人々の関心を喚起した。

「ICAと文書館方法論」と題するイスラエル国立文書館アラド氏の報告は、オルソップ博士によって要約紹介された。アラド氏は「文書館専門職は科学的（すなわち学術的）職業であり得るか、2文書館職務は独自の方法論を持ち得るか、3ICAはそうした方法論を確立させ、成熟させるのに貢献できるか、の三点を取上げた。彼はゴタマゼの実務的方法にかわって、真の文書館学方法論に資するために、科学の作法に基いた文書館学理論を、ICA自身が打ち立てねばならないと、結んだ。

会場からの多くの声の中で印象深いのは、西ドイツのレンツ博士の意見、分科会開催の方式についてもっと多くの人々が参加できるように変えるべきだということだった。

以上に紹介してきた諸報告において、夫々の具体的なテーマの違い、また夫々の報告者の母国の状況とか自らの経験とかに基いて滲みでてくる特有の意味合いをにわかに一般化できないとしても、全ての報告にまったく共通していた重要な要素は「変化」ということであった。文書館の利用の仕方や利用者の多様化、文書館資料そのもの変化等々について、アーキヴィスト自身がどのように受け入れ、協力すべきかが問題の中心にあったのである。文書館の利用が拡大するにつれ、また技法が改良されるにつれ、アーキヴィストは、解決しなければならぬディレンマに直面

するようになる。その解決をどのようにしなすとげるかが、今後のICAの課題となるのであろう。

それにしても痛感させられるのは日本での史料保存利用機関整備の立ち遅れである。発展は外から与えられるものではなく、その国自らが文書館を強化するよう、いつそう努力すべきなのだ」というバハマ国立文書館のサウンダー氏の言が強く胸を打つのであった。

会期中、会場の通廊に一九七九年の文書館国際週間における各国・各地のポスターが掲示されていて、工夫をこらした美事な出来栄は地方文書館のものに多かった。また同じ通廊に十許りのブースが設けられ、イギリス公文書館やアーキヴィスト協会の刊行物が展示されたり、文書館用品や刊行史料の展示と説明が行われていた。ここぞと許り、手当り次第にカタログや見本をかき集めてみた。醸出金三位（アメリカ一位・ソ連二位）の日本からきたにしてはさもしい振舞いであったが、私費出席とあつては止むを得ないと自らを慰めたものである。文書保存用品の中で、酸性化した紙を保存中に中性化できるようアルカリ加工紙を使っているのが、特に羨しく思えた。

維新と一豪農の「家」

——出羽国秋田郡二井田村一関家の「家訓」の検討——

大藤 修

一九六〇年代の高度経済成長時代、消費が美德としてもはやされた。それは、儉約こそが最高の美德とされ、奢侈は不道徳なものとみなされてきた従来の日本人の日常生活の価値観からすれば、まさにコペルニクスの転回であった。だが、高度経済成長が一時の徒花に終り、低経済成長時代に入った現在、国家財政も、国民の家計も破綻に類し、改めて儉約、耐乏生活の必要性が唱えられている。その一方では、増税が図られている。思えば、儉約によって財政危機を乗り切るといのは、近世以来の日本人の伝統的な方途であった。単なる生活習慣としての儉約ならば、それは歴史とともに古いものであったろう。だがそれが、人々の自覚的に行なうべき生活規範、倫理として確立したのは、幕藩制解体—近代化の過程においてであった。幕藩制解体過程の諸矛盾は、領主層においては財政逼迫として、庶民層においては生産・生活の場である「家」没

落の危機として顕在化した。この時期、幕藩領主は儉約令を度々発するとともに、貢租の増徴によって財政危機を乗り切らんとしたことは周知の事実である。一方庶民層も、社会経済の変動の渦中において「家」を存続させていくために、新たな生活態度を主体的に樹立する必要性に迫られ、勤勉、儉約を中核とする独自の生活倫理思想を生み出した。近世中期以降、町人や農民の間でも家訓や遺訓が多く作成されているのは、そうした思想的営為の表現であった(なお、日本の近代化過程における民衆思想の特質については、安丸良夫氏の著作「日本の近代化と民衆思想」に詳しい)。

領主が領民に強制した儉約は、貢租完納のための手段であったが、庶民層にあっては、それは「家産」保持のための生活規範と考えられていた。「家督相続」、先祖より代々伝わりたる家材・田畑・山林等に至迄皆預りの家材也。…〈中略〉…一品たりとも不足にならぬように致し、子孫へ遜るべくハ相続人の第一の勤め也。然るを、氣随ひ自恣に成る物と心得る人間々多し。故に暮方行届き難く、終にわ大借など致し、先祖より伝りたる家材・田畑等売払ひ、先祖へ不孝而已ならず、其身迄も居所立所に迷ふ者あり。其訳ハ、我か物と思ふ故也。身上を堅く守るべき」(「田村吉茂遺訓」、「日本農書全集」二一巻、二二四—二二五頁。傍点は引用者、以下同。田村吉茂は野州河内郡下蒲生村の農民で、寛政二年に生まれ明治一〇年没。没落した「家」再興に努め、多くの著書を遺している)。

家財・田畑・山林は先祖よりの預り物である「家産」であるという観念は、農民の家訓や遺訓に遍く見られるものであり、それが強調されるのは、財産を「我が物と思ふ」心こそが、奢侈に陥り「家」を没落させる根因であると考えられていたからである。農民にあっては、先祖より預った「家産」を減ずることなく子孫に譲り渡すことが、絶対的な責務とされていたのであり、これこそが「孝」の内実であった。この「孝」を実現するための日常生活における規範が勤勉、儉約であったのである。筆者が日頃懐いている問題関心は、農民生活史を歴史的諸条件と係らせて具体的に明らかにするには、どのような方法をとったらよいかということである。従来、農民生活史の分野で大きな成果をあげてきたのは主として民俗学であり、歴史学はこの分野では立ち遅れている感は否めない。ただ、民俗学は、その方法的特質から、生活史を歴史的諸条件との係りで明らかにする上では、弱点を持ってしている。生活と歴史的諸条件との関係をみる場合、単に後者が前者を規制・規定する側面のみをみるのは片手落ちであり、人々が後者に対応して主体的・自覚的に生活を変革していく側面をも明らかにする必要があろう。そうしてこそ、生活史を人間の主体的営為を基軸にして描くことが可能となる。人々をして主体的に生活改革へとかりたてる真の契機は、歴史的諸条件の変化と人間の内面的精神との結びつきに求められよう。その場合、「家」が生産・生活の単位をなし、人々の精神構造を規定していた近世においては、歴史的諸条件の変化を、人々が「家」意識を核とする生活意識の次元で、どのように受けとめ、そして「家」存続のためにどのような新たな生活様式、経営様式を生みだし、さらには如何

なる社会的・政治的な行動を展開していったかを究明することが、この時代の人々の生活史をその内面から総体的に明らかにする上で、基本的視角となり得ると思われる。農民生活史を考察する場合には、当然「家」のほかに「村」を媒介項として考慮する必要がある。

さて、筆者はこの度、出羽国秋田郡南比内二井田村の一関家文書の整理および目録作成を担当したが、「史料館所蔵史料目録」第三十四集として刊行)その中に含まれている幕末維新期の一関家の「家訓」は、右に述べた、歴史的な諸条件の変化に対応して、農民が自らの生活改革を試みた事例を示すものとして興味深い内容を持っているので、その概要を紹介してみたい。

まず、一関家について簡単に述べておこう。一関家の元祖平左衛門は、近世初期に、陸奥國の一関よりやって来て二井田村に土着したと伝えられている。一関家が家業を発展させるのは一八世紀後半からで、米・大豆等の穀類や酒等の販売、金融活動によって財をなす一方、土地集積を進め、村内の所持当高(当高は秋田藩特有の土地制度で、物成量から逆算した「六ツ成」高である。つまり、

高×免× $\frac{1}{2}$ ||当高となる)は、享和元年一七石余、天保一三年二六二石余、慶応元年二七八石余と増加していつている。さらに周辺村々にも土地を所持しており、広範囲にわたって地主・小作関係を形成していた。

家業を発展させるとともに、村内での政治的・社会的地位も高め、天明三年以降はほぼ代々にわたって肝煎を勤めている。そして、四代目平左衛門(寛政一二年没)は肝煎役に出精したことから一代苗字帯刀を許され、五代目重太郎(天保七年没)の代には、粗五〇〇石を郡方へ献上したことにより永代苗字帯刀を許され、二代二人扶持を下されている。こうして身分・格式を上昇させていったのであるが、それは単に村における支配的地位を確固としたものにすることを意図していただけではない。

文政一二年、重太郎が郡方備としてさらに粗二五〇石と金子三五〇両を献上する見返りとして、永代一〇人扶持拝領を願ひ出た文書の中で、「御郡方ち永拾人御扶持拝領罷有候得ハ、末々家内相統ニも相成候事故、何卒願之通被仰付度奉願上候」と述べているように、永代扶持を拝領することにより「家」存続の物質的基礎を永久に確保しておきたいという希求

こそが根源をなしていた点に注意する必要がある。

幕末維新期の政治・社会・経済の変動は、一関家にも大きな影響を及ぼし、家政逼迫が著しくなった。一関家がこの時期に家訓を制定しているのは、歴史的変動の坩堝にあって強まった「家」没落の危機意識からであった。安政五年七月四日付の「演舌書」は、七代目平左衛門が三人の息子に対し、日常生活の心得について訓戒したものであるが、その動機は、以下に記す末尾の文言に端的に示されている。「右は当時之家風を考へ認候也、然ハ予若年之比ち心懸ケ

年々之食余りを以田畠を調へ、又は開田等致、御扶持辛勞免高等相嵩ミ候事ハ皆々知る通り也、然る処、段々家族相殖候ニ随へ連年物入増ニ相成り、殊ニ近年不時之物入打統候ニ付、当春は既ニ三万貫文余之他借ニ相成候処：(中略)：是より当暮迄年中之諸弘迄都合致候ハ、莫大之食込ミニ相成可申、日夜苦勞致居候、此分田畠を売払候へハ、今でも返済切ニ相成可申筈ニ候へ共、是迄之気風ニ而ハ矢張明年もケ様ニ可相成故、当時ハ急度家格を革め儉約を元とし、一同家事ニ心を用候」。これによると、当時一関家の家政はかなり逼迫

していたことが知られる。ここで重要なのは、借財そのものは田畠を売払えばすぐにも返済できるにもかかわらず、それでは結局同じことになり返しになるとして、生活自体を儉約を本とするものに根本的に改めることによってこの危機を乗切ろうとしていることである。本文では「竈之費」となる生活態度として、朝寝、夜更し、美服、美食、博奕、油断、物好き、利欲をあげ、それぞれについてその弊害、およびそうしないための心得を日常の生活に則してわかりやすく説諭している。

たとえば、夜更しについては、「其家の仕辭にて無益の雑談に夜を更、炭油をはじめ万端の費少からず、其拈持之者寐不足すれハ明日之瘦(瘦カ)となり」と、それが無駄な出費を生み、健康にも良くないことを指摘した上で、「都而用談は短文にして早く弁し、諸人之聞易き様ニ致し度なり、別而他家江行てハ心懸テ長談長坐無用たるべし」と、夜更ししないための心得を説いている。利欲については、以下の如く述べている。「是を好ぬ人なければ、是か為ニ大勞煩す、不時之大錢ヲ費す事なり、能々可慎、且ツ又他借錢ニ而又貸或ハ商等致事ハ御役屋之御聞濟ニ相成候而も身分

之為ニ不宜也、夫よりハ手元家は多
人数之家内故、少し心を用ひ儉約致
候ハ、老日ニ式拾貫文位ハ費を宥
クニ心易るべし、然ハ千貫文銭をか
しテも老日之利息六、七貫文ならて
不取事也、左すれハ他人江錢貸し而
少利をとらんよりハ足元の我が大損
を捕ふ方大ニ益なり。金融、商売は、
農業（貸付地経営）とともに一関家
の家業を構成する要素であつたので
あるが、ここでは資金を他より借り
て金融、商売に転用し、利ざやをか
せぐ方法は危険性が大きいとして、
これを戒め、それよりは儉約につと
め生活費を切り詰める方が利益が大
きいと説いている。つまり、幕末期
の経済変動の渦中であつて、利欲に
かられて家業の拡大を図るよりは、
冗費を省き再生産費を縮少すること
によつて、安全に家業を維持してい
く方途をとつているのである。

文久二年五月には、「家例改革之
条々」を定めている。これは、「此
度御大使御執行ニ而御ヶ条書を以被
仰渡候ニ奉隨、家格相改候事」と最
初に述べているように、秋田藩の儉
約令に依つて、一関家が衣食、冠婚
葬祭にわたる生活全般について、そ
の緊縮化を詳細に規定したものであ
る。そして最後に、「右之通り改革

致候間、急度相守、家内和合を第一
として銘々心を用、前条之外たりと
も聊も無用之費無之様、能々申合家
業不可怠候」と説いている。

維新変革は一関家にも大きな影響
を及ぼした。明治三年三月二日付の
「演舌覧」をみると、「十ヶ年前より異
国船參候已來、世上何となく騒々敷
相成、三都ニ而ハ大變而已數度有之
ニ付、御上之御物入も莫大ニ相成候
ニ付、御用、銀御、高割御、調達等、年々程
ニ被仰付ニ付、四民益々困窮ニ相逼
候所ニ 徳川公后天下之執權職を
天朝江奉返上候ニ付、復古官政御一
新ニ相成、諸藩一同郡県ニ相成、（中
略）：別而我等事は昨年迄ニ辛勞免
高并ニ入作田地持林沽売、且御
扶持米も半通り御借上ニ相成候ニ付、
既、二百石位之入米不足ニ相成候」と、
維新の激動の中で四民はますます困
窮し、一関家もきわめて大きな経済
的打撃をこうむつたことを記してい
る。それ故、「唯是迄之通之暮方ニ
而ハ一家可相立儀無之候間、今迄之
家例家式ニ不相染矩則を相定」と、
政治・社会変革に対応して「家」を
存続していけるよう、新たに家訓を
作り直し、「家例家式は是迄之十分一
として」という如き、生活の緊縮化
をさらに徹底せんとしたのである。

近世初期に陸奥国一関より二井田
村にやつて来て土着してこのかた、
代々にわたつて當々と築き上げてき
た家産、村役人としての地位、そし
て「家」存続の物質的裏付を永久的
に確保するため藩に多額の米・金を
献上して獲得した永代扶持、だがそ
れらを保障する幕藩体制自体が崩壊
してしまつた維新は、一関家に対し、
時代の急変に応じた新たな生活態
度・様式、家業のあり方を模索すべ
き課題を鋭く突きつけたのである。

一関家に限らず、幕藩制解体―近
代化過程の歴史的変動の渦中にあつ
て、たえず「家」没落の危機にみま
われた民衆は、勤勉、儉約を生活規
範として自覚的に樹立し、極度に禁
欲的な努力によつて危機を克服せん
とした―一般の小生産者の場合、経
営の特質からして、それはより切実
にならざるをえない。だが、民衆は、
安丸氏のいわれる如く、自己規律の
みに終始し、政治や社会については
きわめて乏しい認識力しか持たなかつ
た、のでは決してない。歴史の変動
の坩堝にあつて「家」を存続してい
くためには、自己規律と同時に、政
治・社会・経済の変動をできるだけ
正確に認識し、対応していかなばな
らなかつた。近世中期以降、民衆レ

ベルでも独自の情報収集が展開し、
政治・社会・経済の動向に対する認
識力を高めていった（この点につい
ては、拙稿「近世中期―幕末維新期
の農民層の政治・社会・経済認識」
（一）（二）、「史料館研究紀要」第九、一
一、一二号で述べておいた）。一関家
も幕末維新期には、中央および秋田
藩の政治動向、社会・経済の状況に
ついて活発な情報収集を行なつてお
り、一関家文書の中にはそれを記録
した文書が多く存する。また、近世
後期には、全国各地で農民達が、実
験と観察の積み重ねによつて農業技
術の改良につとめ、多くのすぐれた
農書を著していることは周知のとこ
ろである。これらの諸事実は、幕藩
制解体―近代化過程において、農民
達が、自己の直面した矛盾・困難を
克服する禁欲的な努力を通じて生み
出した新たな生活文化の総体を、よ
り深く考察していく必要性を我々に
提示しているといえよう。

ベルでも独自の情報収集が展開し、
政治・社会・経済の動向に対する認
識力を高めていった（この点につい
ては、拙稿「近世中期―幕末維新期
の農民層の政治・社会・経済認識」
（一）（二）、「史料館研究紀要」第九、一
一、一二号で述べておいた）。一関家
も幕末維新期には、中央および秋田
藩の政治動向、社会・経済の状況に
ついて活発な情報収集を行なつてお
り、一関家文書の中にはそれを記録
した文書が多く存する。また、近世
後期には、全国各地で農民達が、実
験と観察の積み重ねによつて農業技
術の改良につとめ、多くのすぐれた
農書を著していることは周知のとこ
ろである。これらの諸事実は、幕藩
制解体―近代化過程において、農民
達が、自己の直面した矛盾・困難を
克服する禁欲的な努力を通じて生み
出した新たな生活文化の総体を、よ
り深く考察していく必要性を我々に
提示しているといえよう。

史料の登録

原島陽一

どのような条件におかれた史料であつても、その史料の目録を作ることは、保存のために欠くことのできない作業の一つである。史料の所蔵者に対していかに重要性を説明しても、箱の中味が不詳では関心も薄くなりがちだが、内容を目録に探るとそれを処分することには躊躇され、結果として保存につながるようになる。史料目録の効用や目的は多様であるが、保存に果す役割も大きい。

個人の私有史料であれば、単に目録に探るだけでもよいが、文書館などの史料保存利用機関においては、その目録に基づいて保管するための手続きが必要である。これを官庁などでは登録と呼んでいる。登録といわない場合でも、別の用語によって似たような方法で所有財産としての確認を行っているはずである。従つて、史料を永久に保管していくための指標として、登録は欠かすことができないし、誰もその必要性を否定するものはいないが、登録にともなう面倒な手続きを思うと、気が重く

なるという声をきくことがある。だが、手続きが複雑だからといって登録自体を拒否すれば、史料を確実に保管する根拠を失うことになる。目的は登録にあるのでなく、史料の保存にあるのだから、目的に適した登録の方法を考えればよいわけである。

◇ ◇

消耗品などを除いて、入手した品物を登録することは、公共団体はもちろん企業法人などでも広く実行されていることであつて、史料に限つて求められているのではない。それにも拘らず、史料の取扱い実務の場合にこれが問題となるのは、登録の可否でなく、史料の性格に原因する登録処理の困難性にあるように思われる。

登録の方法には固定的な形式があるわけではないが、基本的には大同小異ということになるのであろう。国の機関では、物品管理法およびそれに関連する法や規則によって管理することを前提として登録される。地方自治体なども、ほぼ同様の形式

によって管理されていると思うが、始めに問題となるのは、国や自治体にとつて史料などというものは量的にも質的にも極めて特殊なものだということである。法や規則は、そうした特殊な対象物を目的として考えられていない。そこに、史料の登録事務が円滑に進まない一因がある。史料を物品管理法によって管理することの厄介さは、以前に有泉貞夫氏も指摘されたが（本誌21号）、史料も他の物品と同列におこうとすれば多くの無理が生じるのは当然である。

その前に、史料を「物品」として物品管理法で管理することが、そもそも不当だということもある。たしかに、史料を身近かに取扱う者にとつて、物品と呼ばれることに抵抗感がないではないが、精神主義でこの問題は解決しない。第一、国が所有する動産は、現金と特別な有価証券のほか船舶・航空機類を除くすべてのものが、対象として定義づけられている。どうしても不当だというなら、船舶なみに除外するしかないが、それが簡単に実現できるとは思えない。

とすれば、運用によって便法を考える以外に手段はないが、史料には他の物品と根本的に相違する部分が

当然ながら数多く見出すことができ。改めて指摘するまでもなく、史料の受入れは整理が前提になっている。稀には、史料目録を添えて収集され、受入側は何も手を下さずにすむ例が絶無とはいえないが、焼酎に過ぎないので一般には整理が前提となる。収集する以上、旧蔵者の居所や身分、文書の大凡の性格などは判明していても、個々の史料の内容や名称、まして正確な数量は始めには何もわかつてはいない。事務機や文具類を受入れる時は、型式や数量がすべて事前に明瞭であることと比較すると、相違は更にはつきりするだろう。名称や数量が、受入れ後に始めて確定することは、他の購入物品では予想されないことである。一点と見えたものが、実は三点に分離すべきものであったり、逆に三枚の断片を貼り合せたら一通の書状に復原できる例は、史料では珍しくない。時には、一通の書状が別々の所蔵になつていたりことさえ聞いている。数量を重視する登録にとつて、数量を確定しにくい史料は、取扱いのむづかしい対象であらう。

また、登録は一物一点で受入れられる原則としているが、史料の場合はそのほかに家別という単位があつ

て、家文書ごとに独立させておかねばならない。例えば、整理が終ったからといってA家文書から何通、B家文書から何冊、C家文書から何枚という具合にバラバラに登録することはできない。登録は、家文書を単位とし、しかも受入順を守ることにしているから、先に受入れたA家文書の整理が完了せねば、後から受入れたB家文書はたとえ整理が終っても、登録はA家文書の完成を待たねばならない。少量文書が続く間は対応できても、一たび大量の文書を収集すると、その後は渋滞を見ることは明らかである。その時に登録を優先すると、以後の収集や整理をも圧迫しかねないことは、十分に注意すべきである。

次に、登録では一分類ごとに一連の通し番号を付すことになっている。現在高を一覧できるには便利だからであろう。しかし、前述のように数量を確定しにくい史料にとって、この方式は不都合である。十万点の史料を登録した後で、百番台の史料に数量の誤謬を発見した時は、以下の番号を変更せねばならない。追加の分を十万点の後へ登録しては、前述の家文書の体系が崩れてしまう。実は、当館も発足時には一連の通し番

号制に拠っていた。それが三年で破綻している。原因は、追加史料の発見を主とする数量の増加である。もちろん家文書を単位としているから一〜千がA文書、千一〜三千がB文書のように連続している。これを修正するために、始めは通し番号を変更したが、それでは間に合わず、枝番号を付して処理するようになるが、その時点で現在高を確認する手段は失われてしまった。まして、枝番号を修正するために、これにABCを付さねばならぬ事態を迎えては、通し番号制を放棄せざるを得なかったのも当然といえよう。

◇ ◇
以上に挙げたほかにも、"物品"としての史料がもつ特質を考慮した上で、当館が到達した無理のない登録は次の方式である。

①物品の分類に関しては、史料の特性を考えて独立の分類項を立てておく。これは"適正かつ効率的な"利用をはかるためにも合法であって例えば図書館などでも、図書とは別の分類に史料を登録するのである。

②文書の受入時に、家文書を一位として受入順に登録する(受入順というが購入文書が連続した場合には正確には支払順となる。但し現在の当

館では起りえない)。従って、登録は家文書ごとに一番号を付与して連続させる。登録にともなう目録台帳は、その時点で整理のできた仮目録を合綴して台帳に代えている。数量も仮目録で把握した数字を仮数量として登録する。なお、当館では昭和22年の始業以来、独自の文書記号を定めているので、実際には文書記号を用い、登録簿にはそれぞれの文書記号を参考注記して、点検などの際の照合に備えている。当然ながら、仮目録といえども、原史料が出納できるように番号やラベルの最低措置は施すのである。

③右の登録順とは関係なく、整理の完了した文書から、内容(目録)と数量を正式の登録に切り換える。

④史料の整理番号は、家文書ごとに独立した一連番号を使用するから他の家文書に影響を与えずに数量の追加修正が可能である。その代り、史料の総数量は、家文書ごとの数量を別途に累計しなければならぬ。不自由ではあるが、日々に変動するものではないので、補助簿を使って総数量だけを確認すればよい。

◇ ◇
史料の性格を考慮しつつ、一方で登録の必要性を満たさせるための解

決策として当館が採用している登録方式は右の如くである。解決策と呼べるほどの成果ではないが、史料の実態に添って現実的に処理しようとしたら、この方式にたどりついたのである。

これに対しては、厳密な意味での登録になっていないではないかとの疑問をもつ方があろう。仮登録期間における不安や、数量の確認が不徹底になり、そのために総数が把握しにくいなどの指摘もあろう。確かに、不備な点が多いことは認めざるを得ない。が、現実にはこれに代る妙案を見出すのは容易でないように思われる。登録が史料かの、いずれかを犠牲にしないで、理想的な処理が困難な理由は前にも述べた。受入れがそのまま登録に移行できず、まず整理を施して目録を作成しなければ登録ができないという史料の宿命ともいうべき性格を無視することはできない。市販の机を購入して登録するのと、同一には扱えないのである。もう少し勝手を云わせてもらうなら、それを同一に扱ってはいけないうえ思う。脚が三本しかない机は欠陥品として交換し処分することができるところが、史料には欠損のままでは価値を与えられているものがある。

前に數量が確定しにくいと述べたが、ことは數量だけの問題ではない。基準の違うものを同一に取扱おうとしても無理であろう。この意味で、前に①として掲げたように分類項で史料を独立させることは最低限必要であると思う。これはどの機関でも実行されていることだろうが、もし他の物品に混っているなら、分離が可能ならばので検討をお勧めする。家文書を単位として登録するのはいかにも便宜的にみえるようだが、他の物品であっても部品の多い場合などには、一式として一番号で登録し部品を枝番号で処理することがあ

る。家文書を構成する個々の史料は決して部品ではないし、総数の確認に時間がかかるけれど、家文書をまとめて扱う原則と一致させることができる。もちろん同一の家文書を数次に分割して受入れた場合は、その都度新しい登録番号を付与する。登録は予算とも関連するのでこの方式が必要になるが、史料の伝来を示すためにも受入状況を明瞭にしておくことは無駄ではない。

史料の登録について、当館の方式が決して最善とはいえないが、今後の検討のために実情を報告してみた。

受贈図書

昭和五十五年度(三)

明治大正図誌 8〔筑摩書房〕
小学館全教科学習大百科事典 2
写真に見る日本洋装史〔文化出版局〕
第一回日ソ學術シンポジウム報告書〔立命館大学〕
市立旭川郷土博物館所蔵品目録 Ⅷ
教育研究資料件名目録 X〔北海道立教育研究所〕

北海道所蔵簿書件名目録 第二部 開拓使公文録―東京出張所原本の部(その10)〔北海道総務部行政資料課〕
郷土資料目録 第三卷(市立室蘭図書館)
秋田県立博物館収蔵資料目録 歴史①
秋田県歴史資料目録 第十六集(秋田県立秋田図書館)
稱徳館所蔵馬の古書文献目録

東北大学所蔵和漢書古典分類目録 漢籍書人名索引
宮城県郷土資料総合目録 昭和54年3月31日現在〔宮城県図書館〕

柴田はじめコレクション 収蔵資料目録〔山形県立博物館〕
山形県関係新聞記事索引 昭和54年版〔山形県立図書館〕

山形県関係文献目録(同右)
福島県古文書所在確認調査報告〔福島県教育委員会〕

史料目録 8〔茨城県歴史館〕
茨城県歴史館和書目録 2
取手市史料目録 第三集

古河市郷土資料館所蔵資料目録 第四集
栃木県立図書館蔵書目録 第3巻
小山市史料所在目録 第5集

群馬県近世史料所在目録 11・12
近世史料所在調査報告 11・16〔埼玉県立文書館〕

埼玉県行政文書件名目録 会計編(同右)
埼玉県史料所在目録 第一集(埼玉県嵐山町文書目録 第一集〔嵐山町教育委員会〕)

新座市の古文書目録 其の一〔新座市教育委員会〕
育委員会

(埼玉県) 吹上町史料 古文書目録篇
川越市史近世史料目録

河田家文書目録〔法政大学近世文書研究会〕
東京都立中央図書館蔵団体史目録

学習院大学史料館所蔵史料目録 第五号
郷土資料室収蔵郷土・都区行政資料目録〔葛飾区立葛飾図書館〕

国分寺市史料目録 Ⅲ
神奈川県立博物館人文部門資料目録 ③
横浜三殿台考古館収蔵品目録 Ⅱ〔横浜市教育局委員会〕

神奈川県史料所在目録 第48・51集
茅ヶ崎市史料所在目録 ④
秦野市史料所在目録 第1集

神奈川県立図書館蔵書目録 和書 昭和54年・洋書 昭和54年・雑誌目録 昭和54年12月現在
高岡市郷土資料総合目録 昭和52年3月31日現在〔高岡市立中央図書館〕

魚津市立図書館蔵近世魚津町方村方浦方史料目録
金沢大学図書目録 第17巻
金沢大学理学部論文および著書目録

福井県立図書館蔵石倉家・森家文書目録
大野市史料所在目録 第2輯
坂井郡古文書目録〔京都大学国史研究室〕

山梨県立図書館蔵書目録 第五巻
身延山久遠寺「身延文庫」所蔵文書・絵画目録〔立正大学〕

展示資料目録〔高山市郷土館〕
沼津市歴史民俗資料館資料集 2
高木家文書目録 卷三〔名古屋大学附属図書館〕

(愛知県) 御津町史 文書目録

名城大学蔵書目録 第八卷

中京大学蔵書目録 洋書の部 経済・財政・統計編

愛知県立大学附属図書館蔵書目録 (10)

滋賀大学経済学部附属史料館所蔵史料目録 第二十三・二十四集

大阪府立大学所蔵欧文会議録目録 一九六七・一九七九

大阪府立大学雑誌目録 第6版 (和文編)・(欧文篇)

梅花女子大学梅花短期大学雑誌目録

関西大学図書館シリーズ 第十八輯 会社史・産業史・商業資料蔵書目録 続編 (長尾隆次)

関西学院大学図書館蔵書目録 宗教篇 洋書

神戸外国語大学図書館中文図書目録 蔵書目録 第10卷 (鳥取大学附属図書館)

鳥取県立博物館所蔵目録 22・23

広島市立中央図書館蔵書目録 第4巻

広島市公文書館所蔵資料目録 第2集

山口県文書館地方調査員調査報告 7

郷土資料館所蔵史料目録 (宇部市立図書館)

香川大学増加図書目録 昭和53年度版 歴史収蔵資料目録 五 (瀬戸内海歴史民俗資料館)

宇賀家文書目録 (南州市教育委員会) 九州石炭鉱業史資料目録 第六集 (秀村 選三)

賀県立図書館

大村市立史料館所蔵史料目録

熊本県立図書館郷土資料増加目録 昭和51年4月・昭和53年3月

県内諸家寄託文書目録 (大分県立大分図書館)

別府市立図書館所蔵郷土資料目録 昭和52年3月現在

行政資料目録 (昭和54年10月31日現在)

〔群馬県企画部統計課〕

船橋市史料所在目録 (1)

〔青森県〕 三戸町史

〔秋田県〕 矢島町史 上・下巻

〔秋田県〕 八森郷土誌資料 第4・6・9号

〔山形県〕 西川町史編集資料 第十号

山形県西村山郡西川町埋蔵文化財発掘調査報告書 第1・2集

〔茨城県〕 大子町史料 別冊(1)

茨城県教育文化財団文化財調査報告 Ⅱ

Ⅵ 群馬県史 資料編27 岩槻市史 近世史料編Ⅰ

〔埼玉県〕 寄居町史編さん調査報告 第一・二・五集 和光市史編さん資料 1

所沢市文化財調査報告書 第4集

千葉県史料 金石文編

明治大学刑事事博物館資料 第4集

〔神奈川県〕 愛川町郷土誌 資料編 自然(1)

港南の歴史 区制10周年記念 (港南の歴史発行委員会)

〔新潟県〕 朝日村史

〔静岡県〕 本川根町史 資料編

〔愛知県〕 武豊町誌 資料編一

〔松本市史〕 第三巻

〔藤井寺市文化財〕 第一号

〔近江史料シリーズ〕 (4) (滋賀県立図書館)

〔奈良県大塔村史〕

〔和歌山県政史〕 第四巻

龍野のまちなみ (龍野市教育委員会)

長門市史 民俗編

〔徳島県〕 上勝町誌

〔愛媛県〕 面河村誌

江戸後期の比較文化的考察 (東北大学日本本文化研究所)

熱田神宮文化叢書 第七

浅草寺日記 第四巻

建長寺史 末寺編

日本叢書社御番所日記 二十 (日光東照宮社務所)

東京外国語大学八十周年記念論文集

幌別町のアイヌ語地名 (山田秀三)

室蘭市のアイヌ語地名 (同右)

登別・室蘭のアイヌ地名を尋ねて (同右)

大船渡市史 第一巻 第三巻 資料編Ⅰ

Ⅱ 第四巻

〔秋田県〕 角館誌 第一・四・六・八巻

〔福島県〕 田島町史 第4・7・8巻

〔福島県〕 梁川町史資料 第3・5・6

・8・10集

上尾市文化財調査報告 第2集

所沢市史調査資料別集 1・2

津山洋学資料 第五集 (津山洋学資料館)
(広島県) 新修大野町誌

長野家文書 (三木忠)

大徳寺真珠庵名宝展 (サントリー美術館)

米国に於ける公文書館制度の沿革 (金井圓)

ルートウィヒ・リースと日本関係海外史

料 (同右)

図説日本文化の歴史 9 (小学館)

6年の学習 1980 (学習研究社)

内閣文庫影印叢刊 虫附損毛留書 下

(内閣文庫)

日本外交文書 満州事変 第二巻第二冊

(外務省)

BETFRAGE ZUR JAPANOLOGIE

Band 16 (ウィーン大学日本文化研究所)

熱田神宮史料 造営遷宮編 上巻

第26回展示 観覧の手びき (船橋市郷土

資料館)

第十四回 郷土史講座講義録 (同右)

高光一也コレクション・アフリカンアー

ト展 (小松市立博物館)

日本の地図 官撰地図の発達 (国立国会

図書館)

能代市史資料 第十号

須賀川市史 近世三

(埼玉県) 荒川村誌 資料編二

戸田市史調査報告書 第七集

岩槻市地歴豆辞典

(埼玉県) 大井町史料 第二集

F 歴史 史料編 1/3

八王子市郷土資料館資料シリーズ 第15

18号

港区の文化財 第215・7・8・11

15集 (港区教育委員会)

中野の文化財 No.3 (中野区教育委員会)

富山市史 第五巻

間部家文書 第一巻 (鯖江市)

三重県教育史 第一巻

大谷女子大学資料館報告書 第3冊

かわにし川西市史 第3巻

ひろしま今昔 (広島市公文書館)

こうち GUIDE TO KOCHI-KEN (高

知県総務部)

三井事業史 本編 第一〜三巻上 (三井

文庫)

大日本史料 第六編之三十八・第九編之

十六 (東京大学史料編纂所)

大日本古文書 家わけ第十七・大徳寺文

書十二 (同右)

大日本古記録 言経卿記十一・猪隈関白

記四 (同右)

大日本近世史料 諸問屋再興調十五・市

中取締類集十四・河岸地調之部四・幕

府書物方日記十四・細川家史料七 (同

右)

日本関係海外史料 イギリス商館長日記

原文編之下・訳文編之下 (同右)

続海軍史料叢書 第五巻 (日本海軍史学会)

納沙布日誌 (丸山道子)

山形県民俗・歴史論集 第3集 (山形県

民俗・歴史論集編集委員会)

村山市の文化財

作野遺跡発掘調査報告書 (村山市教育委

員会)

(福島県) 鹿島郷土誌

取手市史 民家編・民俗編I

いまいち市史 通史編 別編I

史料調査報告 第五集 (足利藩研究会)

戸田市史調査報告書 第5・6集

(埼玉県) 大井町史料 第四・五・七集

藤沢市史 第七巻

初代新瀧奉行川村修就文書 II・III

麻問屋神田家勘定帳 (統共) (富山大学

日本海経済研究所)

岐阜県における小学校設立維持過程と伊

勢暴動 (堀浩太郎)

豊田市史 七 資料下 近世

岡崎市文化財図録 第二集

岡崎地方民俗調査報告 第二集

岡崎市史編纂史料 第一次報告書

伊予川之江村の研究 (進藤直作)

鯨の文化史 (同右)

(高知県) 赤岡町史

川内市史 年表

川内市文化財調査報告 第六集

編年百姓一揆史料集成 第六巻(三) 書房

埼玉の指定文化財展 美術工芸品 (埼玉

県立博物館)

平尾道雄 その人と史業 (高知県)

第三回史料展示会目録 (三井文庫)

写真で見る江戸川区の史跡・名所展出品

目録 (江戸川区郷土資料室)

埼玉の指定文化財展―美術工芸品― (埼

玉県立博物館)

江戸の和船―その生活と文化― (大田区

立郷土博物館)

越前の画人 (江戸初期〜明治) (福井市

立郷土歴史博物館)

教学叢書 2 (金光教数学研究所)

稲垣稔次郎の世界 (サントリー美術館)

職研 32・33 (職業研究所)

(山形県) 西川町史編集資料 第八号(三)

石船神社と船霊まつり (磐舟文華博物館)

(栃木県) 上三川町史 資料編 原始・

古代・中世 史料編 近世 近現代

東久留米市史料 第1〜3号

東久留米市文化財資料集 寺社編 四・六

小浜市史 社寺文書編 諸家文書編一・

二

豊橋市史々料叢書 一

岸和田市史 第8巻

(広島県) 沼田町史

(広島県) 白木町史

目で見る久留米の歴史

久留米

(大分県) 郷土史 野津原

文化財調査報告 第六輯 (九重町教育委

通貨研究資料 27・28 (日本銀行調査局)
児童文化の性格と課題 (上田女子短期大
学児童文化研究所)

第十三回日本古文学学会大会研究発表要
旨 (日本古文学学会)

日本常民文化研究所調査報告 第5・6
集

統計資料シリーズ No. 14 (一橋大学経済
研究所日本経済統計センター)

青森県立図書館双書 第十二・十六集
本荘市誌編纂資料 第四輯・第十一・十
二集

村山市史編集資料 第七・八号

米沢市史編集資料 第一・二号

春日部市史 第三卷 近世史料編I・II
(千葉県) 三芳村史編集資料 I

世田谷近・現代史

世田谷区史料 第七集

府中市郷土資料集 4 (府中教育委員会)

田無のむかし話 その4 (田無市立中央
図書館)

藤沢市史料集 (五) (藤沢市文書館)

鎌倉国宝館図録 第二十三集

(石川県) 志賀町史 第五卷 沿革編

(石川県) 能都町史 第一卷

敦賀市史 史料編 第三卷

(京都府) 宇治田原町史 第一卷

高梁市史

(愛媛県) 伊予吉田郷土史料集 第二輯
(吉田町教育委員会)

大分県史近世史料叢書 (一)

昭和55年度調査報告 旗本家政の展開と
割元 (立正大学古文书研究会)

図説日本文化の歴史 10 江戸下 (小学館)

日本の博物館 7 (講談社)

続電信電話歴史博物館 (日本電信電話公
社中国電気通信局)

原色浮世絵大百科事典 第五卷 (大修館)

正倉院展目録 1980 (奈良国立博物館)

八王子の墨書展 (八王子市郷土資料館)

西湘の仏像 (小田原市郷土文化会館分館
旧松永記念館)

札幌大学図書館増加図書目録 第一・二
巻

北海道刊行政資料目録 第十四号 (北
海道総務部行政資料課)

江刺市立図書館郷土資料目録 No. 1

郷土資料目録 (考古) (古川市図書館)

秋田県教育史基本資料目録 第一集 (秋
田県教育委員会)

秋田県立秋田図書館所蔵郷土文献目録

4 歴史資料館収蔵資料目録 第九集 (福島
県文化センター)

栃木県郷土資料総合目録 第二集 (栃木
県立図書館)

群馬県近世史料所在目録 十三

千葉県立上総博物館収蔵資料目録 (I)

成田図書館蔵書分類目録 (第六編)

常陽の村落史料目録 No. 17 (立正大学古
文书研究会)

民有文書目録 (第四集) (大井町教育委
員会)

資料目録 (追録) (郵政省通信博物館)

東京都公文書館所蔵内刊行資料目録

16 整理済地震古文書目録 (I) (東京大学地
震研究所)

増野家文書仮目録 (伊藤好二)

古文書目録 第二集 (小平市図書館)

増加図書目録 (一九七四～一九七七年
度) (東京大学東洋文化研究所図書室)

藤沢市史資料所在目録 第十三集

秦野市史資料所在目録 第二集

新聞記事目録 (第二集) (同右)

高樹文庫資料目録 (富山県教育委員会)

長家史料目録 (穴水町教育委員会)

金沢市立図書館蔵郷土近代俳諧資料等目
録

岐阜県所在史料目録 第六集 (岐阜県歴
史資料館)

大阪研究文献目録 V (大阪市史編集室)

河内国茨田郡太間村文書目録 (寝屋川市
教育研究所)

大阪府立大学増加図書目録 第四一集

郷土資料目録 (加古川市立図書館)

宝塚市史編集資料目録 十二

東大寺文書目録 第二卷 (奈良国立文化
財研究所)

奈良教育大学増加図書目録

広島県内公共図書館郷土資料速報 第三
十一号 (広島県立図書館)

広島県公共図書館郷土資料目録 策14
17号 (同右)

原爆関係文献目録 (同右)

広島県行政資料目録 昭和52年度受入・
昭和54年度版 (同右)

山口県文書館地方調査員調査報告 8

(山口県) 平生町史料目録 第一・二集
(相良英輔)

郷土古文书等調査報告書 一～五 (愛媛
県)

愛媛県内公私立博物館所蔵愛媛県博物館
資料総合目録 第三・四集 (愛媛県立
博物館)

改訂行政資料目録・同(追録その一～三)
(佐賀県総務部統計調査課)

佐賀県立図書館所蔵鍋島家文庫目録 郷
土資料編

有馬家文書目録 第二集 (久留米市立図
書館)

上野家文書仮目録 (続) (久留米市史編さ
ん委員会)

本庄家文書仮目録 (同右)

資料目録 第八号 (札幌市総務局庶務部
事務管理課)

(福島県) 磐梯町史資料所在目録 近世
文書一・二

栃木県史料所在目録 第十集
(以下次号)

彙報

○史料の収集

今年度のマイクロ・フィルムによる史料収集は、静岡県掛川市加茂家文書(庄屋)・山梨県山梨市井尻家文書(名主)・茨城県竜ヶ崎市木村家文書(旗本跡名主)・同池端木村家文書(名主)その他を予定している。また、一九七八年度より継続している特別研究「近世史料の古文書学的研究」の一環として、今年度は岡山県津山市津山郷土館所蔵愛山文庫(藩政文書)・同玉置家文庫(津山町大年奇文書)の調査・撮影を計画している。

ほかに、旧遠江国森町山田家文書(鑄物師)の寄贈を受けることになり、現在手続きが進行中である。

○史料の所在調査

今年度の近世史料所在調査は、第一次として、八月一日〜二日の間、東北大学文学部渡辺信夫氏に依頼し、当館から大藤修・安藤正人の両名が参加して、岩手県下閉伊郡岩泉町工藤終子氏所蔵文書の調査を実施した。続いて、第二次として、九月七日〜九日の間、福島県歴史資料館菅田宏氏に依頼し、当館から大野瑞男・原島陽一の両名が参加して、福島県東白川郡埴町大森弘一家文書ほか二件の調査を実施した。以上の調査報告は、

次号に掲載の予定である。

○第二七回近世史料取扱講習会

今年度の近世史料取扱講習会は、一月二日〜同一六日の五日間、当館で開催される予定であり、すでに受講者六〇名が決定している。講習内容と講師は、以下の通りである。

- (1) 近世史料特講
学習院大学名誉教授 児玉 幸多
- (2) 古代中世史料概論
神奈川大学教授 網野 善彦
- (3) 史料の保存科字
全日本博物館学会会長 岩崎 友吉
- (4) 近世の民俗資料
筑波大学助教授 宮田 登
- (5) 近世史料概論
名古屋大学教授 平松 義郎
- (6) 近世史料概論
大阪大学教授 山中永之佑
- (7) 史料の補修
宇佐美国宝修理所長 宇佐美直行
- (8) 史料読解
当館館員
- (9) 史料の整理・管理
同 前

○評議員会

去る七月一七日、当館において評議員会総会が開催され、管理運営の概況・本年度事業内容・来年度概算要求などについての議事が評議された。

○研究会

- 第五二回(四・二)
真田家文書整理計画について
第一史料室
- 第五三回(六・一一)
寛文印知の政治史的位置
大野 瑞男

○定期刊行物の発行予定

- 1 『史料館研究紀要』第三号(本年九月発行予定)。収載論文は次の通り。
領知判物・朱印状の古文書学的研究
——寛文印知の政治史的意義(一)——
大野 瑞男

- 筑後蔵空米切手考——西国大名経済と堂島——
鶴岡美枝子
- 近世甲府の都市構造と役負担
安藤 正人

- 信濃国上田原町問屋日記にみえる定飛脚について
藤村潤一郎

- 2 『史料館所蔵史料目録』第三五集・第三六集(来年三月発行予定)に、和泉国大島郡上神谷豊田村小谷家文書(刺元庄屋)および美濃国山県郡東深瀬村林家文書(庄屋)を収録の予定。

- 3 『史料館叢書』四として「播磨屋中井家永代帳」を来年三月に東京大学出版会より刊行予定。

- 4 『史料館報』第三五号(本号)、および第三六号(来年三月発行予定)

○人事異動

◇昭和五十六年七月三十一日付

退職 事務補佐員 相京 真澄

◇昭和五十六年八月一日付

新任 事務補佐員 廣瀬 睦

史料目録の収集についてお願い

当館では、全国に残存する膨大な近世・近代史料についての情報を整備し、多くの利用者によって提供することを目的として、大学・地方史研究団体・史料保存機関・地方史誌編纂室などが作成した史料目録の収集を進めています。昨年、既収集分を「史料館所蔵目録一覽」として刊行しましたが、まだまだ一部分に過ぎません。手刷り・コピーでも結構ですので、史料目録を作成された際には一部御寄贈下さるようお願い申し上げます。

史料館報 第三五号

昭和五十六年(一九八一)九月三〇日発行
編集・発行
東京都品川区豊町一ノ二六ノ一〇

国文学研究資料館内
国立史料館

電話(七八五)七二二二(代)
印刷所
東京都文京区小石川一ノ三ノ七

勝美印刷株式会社
電話(八一二)五二〇一(代)